

## 最高裁不当判決に対するアピール

令和5年3月29日、最高裁判所第三小法廷は、令和5年（受）第27号いわゆる『年休権本人訴訟』の最高裁上告受理申立に対して「本件を上告審として受理しない」という不当な決定を下した。

この裁判は、私達だけではなく、労働者が有給休暇（年休）を行使するという当然の権利を守る闘いであった。最高裁・白石宮林署事件判決では「使用者は労働者が有給休暇享受を妨げない 不作為義務を負っている」と判示し、さらに最高裁・弘前電報電話事件判決では「労働者が指定した時期に休暇が取れるように状況に応じて配慮する義務まで 求められている。」ことも判示されている。しかし、最高裁判所第三小法廷は、労働者の権利を無視した不当判決を下した。労働者の年休権がそんなに軽視されていいものか。

私たちは、このような裁判所の不当判決に対し怒りをもって糾弾する。

私たちは労基法や就業規則、判例なども勉強しながら、また裁判傍聴の取り組みを行い、この裁判闘争を闘ってきた。そして、私たちはこの闘いによって組織強化を勝ち取ってきた。

年休は権利であり「申請」や「申込み」で、会社「お願い」したり「承認」してもらうものではない。しかして、年休請求に対する「診断書」や「休暇等申請書」の強要が問題となり、その結果が「年休裁判勝利」であり、「診断書強要本人訴訟」である。

私たちはこれまで、労基法や就業規則の運用や解釈について、会社から騙され続けてきたが、学習や組織的な議論と抵抗によって、今や誤魔化しは通用しなくなった。そして、法廷と職場での闘いで、私たちの賛同者が拡大している。私たちは、自信と確信をもって更に奮闘する。これまでの闘いに激励・支援をいただいた皆さんに感謝を申し上げる。私たちは、不当判決を踏み越えて、更なる組織拡大を実現する。以上、アピールする。

2023年4月12日

J R東海労新幹線関西地方本部

J R東海労大阪車両所分会